

第7次松伏町行政改革大綱

【令和4年度～令和8年度】



令和5年3月

松伏町

【目 次】

1 これまでの松伏町における行財政改革の取組・・・・・・・・・・ P 1

2 第7次松伏町行政改革大綱

(1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

(2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

(3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

(4) アクションプラン・・・・・・・・・・・・ P 4

3 第7次松伏町行政改革大綱・アクションプラン

(1) 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

(2) 一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

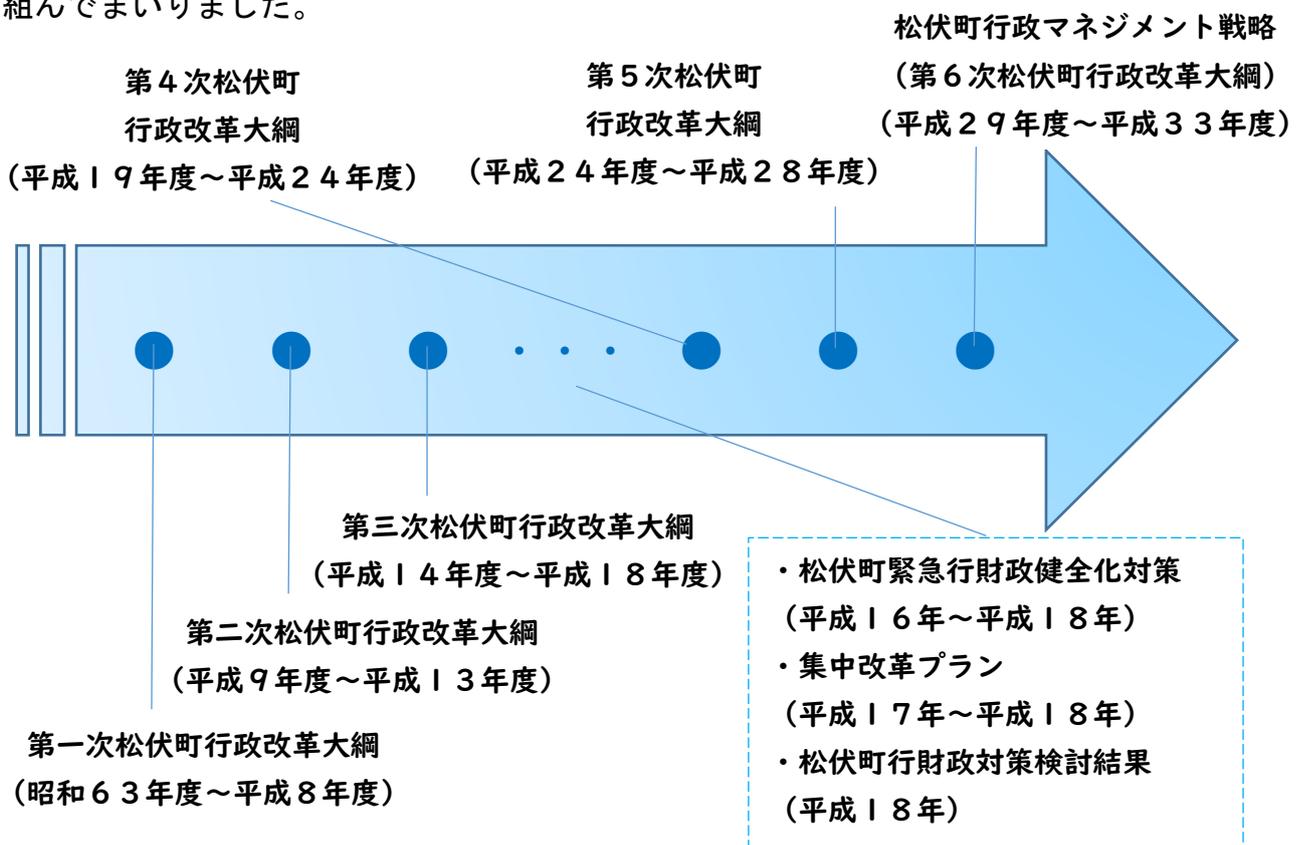
1 これまでの松伏町における行財政改革の取組

松伏町では、第一次松伏町行政改革大綱（昭和63年度～平成8年度）、第二次松伏町行政改革大綱（平成9年度～平成13年度）、第三次松伏町行政改革大綱（平成14年度～平成18年度）、第4次松伏町行政改革大綱（平成19年度～平成24年度）、第5次松伏町行政改革大綱（平成24年度～平成28年度）を策定し、それぞれの社会経済環境の変化に即応しながら、行政改革を実施してきました。その間、平成16年度に、国の三位一体改革の影響による地方交付税の減少等により、町の財政の立て直しが急務となったため、緊急行財政健全化対策を講じました。

また、平成17年度には、総務省から通知された「地方公共団体における行財政のための新たな指針」に基づく「集中改革プラン」を策定しました。

このような取組と併せて、平成18年度には、景気の低迷による町税の伸び悩みや地方交付税等の更なる減少も見込まれることから、「松伏町行財政対策推進本部」を設置し、行財政健全化に向けて検討を行い、松伏町行財政対策検討結果報告書を取りまとめました。

これまでの行財政改革を基に、平成28年度には、平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの5年間を計画期間とする松伏町行政マネジメント戦略を策定し、「ニーズに応え変化し続けるサービスマネジメント」、「町の魅力をセールスできる組織・人材マネジメント」、「更なる収益向上を目指す行財政マネジメント」の視点に立ち、取り組んでまいりました。



2 第7次松伏町行政改革大綱

(1) 目的

現在の社会経済情勢は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるなか、エネルギー価格や物価の高騰により、依然として厳しい経済状況が続いています。

一方で、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や社会保障ニーズの増加、毎年のように多発する大規模災害等、地方自治体においては急激な社会経済情勢の変化に対応する行財政運営が求められています。

また、これまでは組織や人員、財政面における数値的な見直しを中心となる行政改革でしたが、従来 of 取組に加え、変化する社会経済情勢に対応できる人財の育成や、持続可能な社会に寄与する取組等の強化が必要となります。

今後も町民目線に立ち、多様化・複雑化する町民ニーズを的確に捉えながら、効率的・効果的で質の高い公共サービスを提供するために、町税を中心とした自主財源の確保を図るとともに、事業のスクラップ&ビルドを進め、限られた人員・予算の中で、最少の経費で最大の効果を上げる施策の展開が望まれています。

以上の状況を踏まえ、行財政改革の取組は松伏町行政マネジメント戦略（第6次松伏町行政改革大綱）までに一定の成果があったことから、これを継承しつつ、第6次総合振興計画における町民意識調査の結果等を反映し、社会経済情勢に対応する取組を強化するとともに、効率的・効果的に行財政運営を推進していくための基本方針として、第7次松伏町行政改革大綱を策定するものです。

(2) 基本方針

第7次松伏町行政改革大綱では、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」を目指すとともに、町民の皆様へのサービスの効率的・効果的な提供に努め、安定した財政基盤を持続させるため、次の方針に基づく新たな行政改革に取り組むこととします。

方 針

① 町と町民の共創推進

② 効率的・効果的な組織体制と人財育成の強化

③ 安定した財政基盤の維持

④ 未来を見据えた環境への配慮

① 町と町民の共創推進

町民への情報発信を充実し、町民との情報共有を図るとともに、地域における様々な主体によるまちづくりを町民と一体となって取り組むことで、人口減少社会や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化に対応できる、将来を見据えたまちづくりを進めます。また、誰一人取り残さない地域で育む環境づくりや町民との共創による地域づくりを推進し、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを目指します。

② 効率的・効果的な組織体制と人財育成の強化

適正なワークライフバランスにより心身ともに健康の維持増進を図り、職員が最大限能力を発揮できる職場環境を整えます。また、国とともにDX（デジタルトランスフォーメーション）について着実に進めるとともに、業務の負担軽減・効率化や課題解決の手段としてデジタルを活用できる人財育成に努め、事務事業の手法を見直し業務プロセスの最適化を図ります。

③ 安定した財政基盤の維持

予測の出来ない社会経済情勢の変化や少子高齢化の進行による社会保障費が増加するなか、町の行財政運営の持続可能性を高めるために、町税等の収納率向上を中心とした自主財源の確保を強化します。また、将来にわたって安定した公共施設等の運営や質の高い行政サービスを提供するため、受益者負担の適正化、公有財産の活用を図りながら財源の確保に努めます。更に、企業版ふるさと納税による寄附を広く募り、各事業への民間資金の活用を図ります。

④ 未来を見据えた環境への配慮

SDGs持続可能な社会づくりへの取り組みとして、ごみの減量や地球温暖化の防止に取り組んでいくとともに、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けた取り組みを行っていきます。

そして、誰もが、安全・安心で快適な暮らしを実感して暮らせる環境を次世代に受け継いでいくために、環境負荷の軽減を常に意識し、行財政改革に取り組んでいきます。

(3) 計画期間

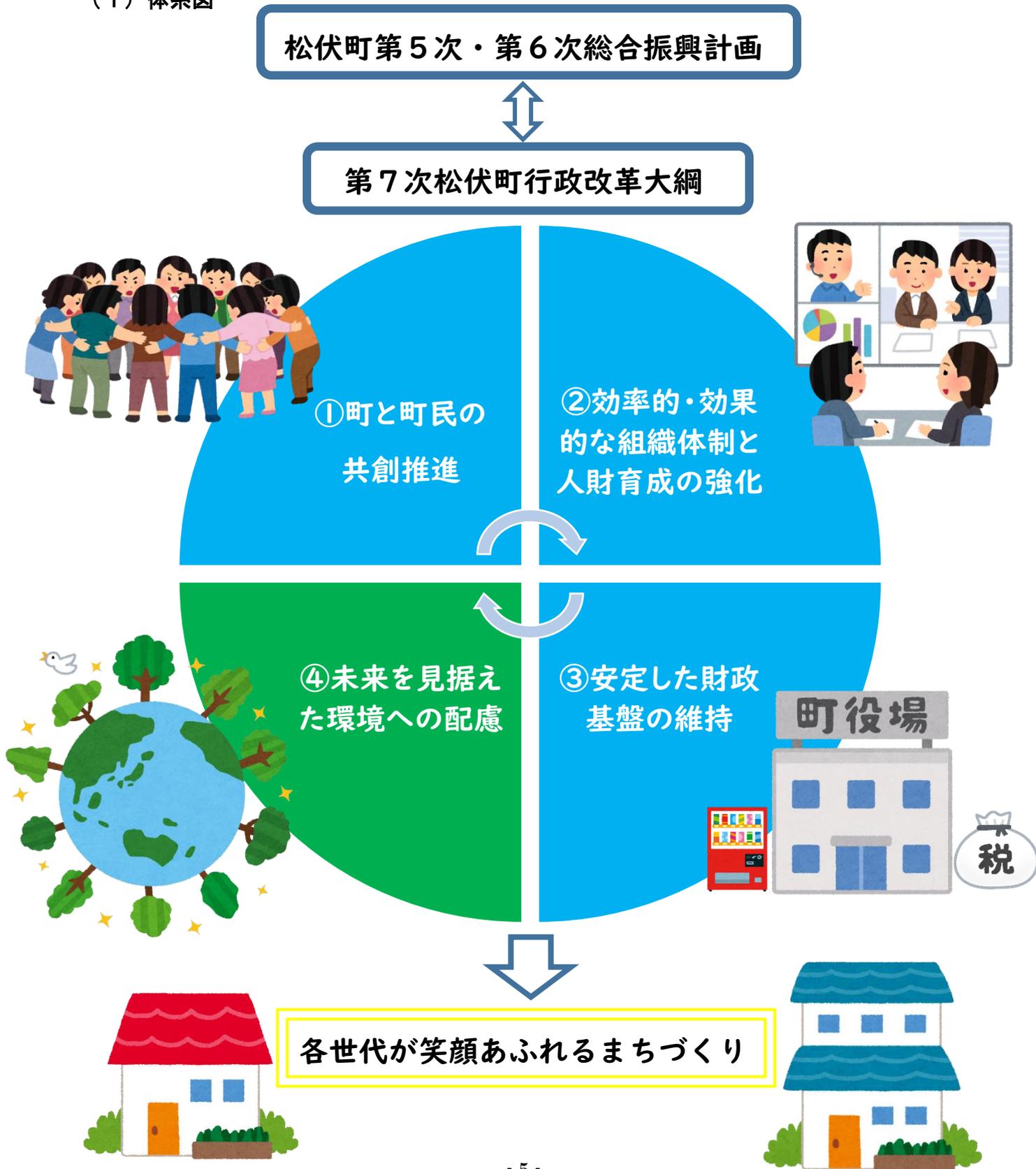
松伏町第5次総合振興計画後期基本計画は令和5年度までですが、当該計画を遂行するとともに、さらなる町の発展に寄与するため、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(4) アクションプラン（実施計画）

松伏町行政マネジメント戦略（第6次松伏町行政改革大綱）に代わる新しい取組として「第7次松伏町行政改革大綱」を策定し、当該大綱は実施計画であるアクションプランにより推進されます。

3 第7次松伏町行政改革大綱・アクションプラン

(1) 体系図



(2) 一覧

第7次松伏町行政改革大綱に基づき、方針ごとに取組項目を位置づけています。

基本方針	通し番号	整理番号	取組項目	取組内容	課及び担当名
① 町と町民の共創推進	1	①-1	シティプロモーションの展開	松伏町シティプロモーション戦略に基づき、広報活動・情報発信等の各種事業を進める。 町民が情報を得る機会を多くし、行政への関心を高め、まちづくりに対する意識の向上を図るため、広報紙やホームページをはじめ、メール配信サービスやツイッター、インスタグラム等のSNSを利用し、情報伝達手段の多様化と充実を図る。	総務課 秘書広報 担当
	2	①-2	広聴制度の充実	「町民の声ボックス」、「WEB版町民の声ボックス」及び「松伏町町民意見反映制度」（パブリックコメント制度）の制度を周知し、要望・意見・提案の件数を拡大して町政への参加を図る。	総務課 秘書広報 担当
	3	①-3	地域防災力の向上	災害による被害を予防し、軽減するために重要となる「共助」の担い手である自主防災組織等に対し、リーダー育成・知識の習得のための研修等の企画を行い、自主防災組織の活性化に繋げる。	総務課 庶務防災 担当
	4	①-4	任意団体事務局の担い手の育成	現在町職員が担っている任意団体の事務局業務について、将来的に、任意団体事務局の担い手を育成できるよう関係各課で意識改革を図る。 また、団体に交付している団体補助金等の適切な管理に努める。	企画財政課 総合政策 担当

基本方針	通し番号	整理番号	取組項目	取組内容	課及び担当名
① 町と町民の共創推進	5	①-5	健康増進・介護予防の推進	地域において自主的に行われる介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、全高齢者を対象として、介護予防事業を実施する。	いきいき福祉課 地域支援担当
	6	①-6	地域における子育て支援の充実	乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	すこやか子育て課 児童福祉担当
	7	①-7	農村トレーニングセンター・赤岩農村センターの充実	快適な利用環境を提供するために、施設の利用状況に応じた修繕や改修を実施することにより、施設利用の向上を図る。また、農村トレーニングセンターと北部サービスセンターとの連携や、赤岩農村センターとふれあい農園の一体利用などによる相乗効果を狙う。	環境経済課 農政担当
	8	①-8	生涯学習の充実	出前講座の内容を充実させるとともに、町民編の講師及び利用件数の拡大を図る。また、出前講座を中心とした生涯学習事業の充実を図る。	教育文化振興課 社会教育担当
	9	①-9	質の高い学校教育 ICTの活用	G I G Aスクール構想により令和2年度末に整備されたICT機器を活用し、質の高い学校教育を実現する。	教育総務課

基本方針	通し番号	整理番号	取組項目	取組内容	課及び担当名
② 効率的・効果的な組織体制と人財育成の強化	10	②-1	定員管理の適正化	適正な職員数により効率的な行政運営を図るため、国の働き方改革や再任用制度の運用等、社会経済情勢の変化に対応し、各制度の動向を踏まえた上で令和4年度中に新定員適正化計画の策定を行い運用を開始する。	企画財政課 総合政策 担当
	11	②-2	効率的な組織の編成	第5次及び第6次総合振興計画の着実な推進、社会経済情勢や住民ニーズに合わせた職制、事務分掌等を編成し、住民サービスや組織の効率化を図るとともに、重要施策に対しては積極的に取り組む体制を構築する。	企画財政課 総合政策 担当
	12	②-3	人事評価の結果の活用	能力・実績に基づく人事管理の徹底及び組織全体の士気高揚、公務能率の向上を目的とする人事評価制度を構築するとともに、その結果を人事管理の基礎として活用する。	総務課 職員文書 担当
	13	②-4	報酬及び給与の適正化	人事院勧告を基に報酬及び給与を適正に支給するとともに、自宅に係る住居手当の廃止に向けた準備・手続きを実施する。	総務課 職員文書 担当
	14	②-5	デジタル技術を効果的に活用するための人財育成	・職員に対するDX意識醸成の働きかけ（外部研修会・内部研修・庁内勉強会・情報提供等） ・デジタル技術等を活用した業務課題の解決	企画財政課 総合政策 担当
	15	②-6	ワークライフバランスと働き方改革	長時間労働の見直し・育児や介護等の家庭と仕事との両立を支援できる職場の雰囲気づくり・心と身体の健康維持増進に留意した取組みにより職員一人一人のウェルビーイング（幸福度）の向上を目指す。	総務課 職員文書 担当

基本方針	通し番号	整理番号	取組項目	取組内容	課及び担当名
	16	②-7	働きやすい職場づくりと人財育成	新人教育や若手職員の研修の充実・管理職のマネジメント及びハラスメント研修・人事考課制度の適正な運用・担当毎はもちろん上司や人事担当との円滑なコミュニケーションが図れる組織風土の醸成による職員エンゲージメント（職場愛着度）の向上を図る。	総務課 職員文書 担当
③ 安定した財政基盤の維持	17	③-1	企業版ふるさと納税による寄附を広く募り、各事業への民間資金の活用を図る	地域再生計画の目標達成に向け実施する事業及び地方創生応援税制制度を企業にPRする。	企画財政課 総合政策 担当
	18	③-2	自動販売機等の設置に係る公募制の推進	①公募を実施することで、賃貸借料の提案による価格競争はもちろんのこと、設置事業者から社会貢献等の提案をいただくことで、歳入+ α の付加価値を得る。 ②町内業者について契約方法を見直す。	総務課 企画財政課
	19	③-3	納税機会の拡大と収納率の向上	令和5年度から、地方税共通納税システム対象税目が拡大され、町で導入している納付手段以外の納付が可能となる。 地方税共通納税システムの利用を促進することで、納税機会及び収納チャネルが拡大されることから、収納率の向上に繋げる。	税務課 徴収担当
	20	③-4	法人町民税不均一課税の検討	法人町民税の税率の見直しについて検討する。	税務課 町民税 担当

基本方針	通し番号	整理番号	取組項目	取組内容	課及び担当名
③ 安定した財政基盤の維持	21	③-5	都市計画税導入の検討	今後も持続可能な、発展するまちづくりを推進するために、既に実施した都市計画事業の償還金等の財源及び今後予定される都市基盤整備に充てる財源を安定的に確保するため、都市計画税の導入を検討する。	税務課 新市街地整備課 まちづくり整備課
	22	③-6	下水道使用料改定の検討	受益者負担の適正化を図るため、下水道使用料の改定を検討する。	まちづくり整備課 下水道担当
	23	③-7	新規企業誘致の推進	都心から30km圏内にあり、東埼玉道路の開通を目前とした松伏町のポテンシャルを生かし、職住近接の環境整備、雇用の確保、町の財政力の向上を目的として、第5次総合振興計画の土地利用構想に位置付けた「職住近接と核づくりによる新市街地」の開発を引き続き推進しつつ、進出する企業への支援及び新たな企業の誘致を目指す。	新市街地整備課 企業誘致推進担当
	24	③-8	各種事業の企業協賛・協力の導入	各種事業に協賛・協力をいただける企業を広く募集し、企業からの協賛金や人的援助を得る。また、チラシや冊子に企業名を記載し、広告収入を得る。	教育文化振興課
	25	③-9	企業広告等による収入の拡大	自主財源の確保のため、財源確保と町民感情とのバランスを考慮し検討を行う。 ①「広報まつぶし」「町ホームページ」による企業広告の掲載 ②町有財産等（公用車、AED、配布物、封筒等）を利用した企業広告の掲載	総務課 秘書広報担当 庶務防災担当

基本方針	通し番号	整理番号	取組項目	取組内容	課及び担当名
④ 未来を見据えた環境への配慮	26	④-1	生産緑地制度の導入	市街化区域内の良好な都市環境を確保するため、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を保全することを目的とした生産緑地制度の導入を検討する。	新市街地整備課 新市街地・公園担当
	27	④-2	空家等の適正な管理の促進	土地・家屋等の所有者に対して、意識啓発や相続支援等の事前対策を実施する。 適正な管理がされていない空家等の所有者に対して、適正な管理を促す。	新市街地整備課
	28	④-3	ごみの戸別収集	高齢者のみで構成された世帯等、条件に合致する世帯に対し、有償で可燃及び不燃ごみの戸別収集を実施する。	環境経済課 生活環境担当
	29	④-4	プラスチック資源循環の検討	燃えるごみとして扱っているプラスチックごみについて、分別収集の実施を東埼玉資源環境組合構成市の動向を踏まえながら検討する。 併せて、ごみ袋の有料化の拡大について検討する。	環境経済課 生活環境担当
	30	④-5	ペットボトル水平リサイクルの推進	2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の取り組みを推進するため、リサイクルの過程で石油資源の使用を抑制できる水平リサイクルを推進する。 また、ペットボトルの回収率を向上させるため収集方法の検討を行う。	環境経済課 生活環境担当
	31	④-6	電気自動車の公用車利用及びカーシェアリングの導入	公用車利用としての電気自動車の導入及び公共施設への充電器の整備を実施する。また、電気自動車の普及啓発に伴う町民を対象としたカーシェアリングの導入を検討する。	総務課 庶務防災担当